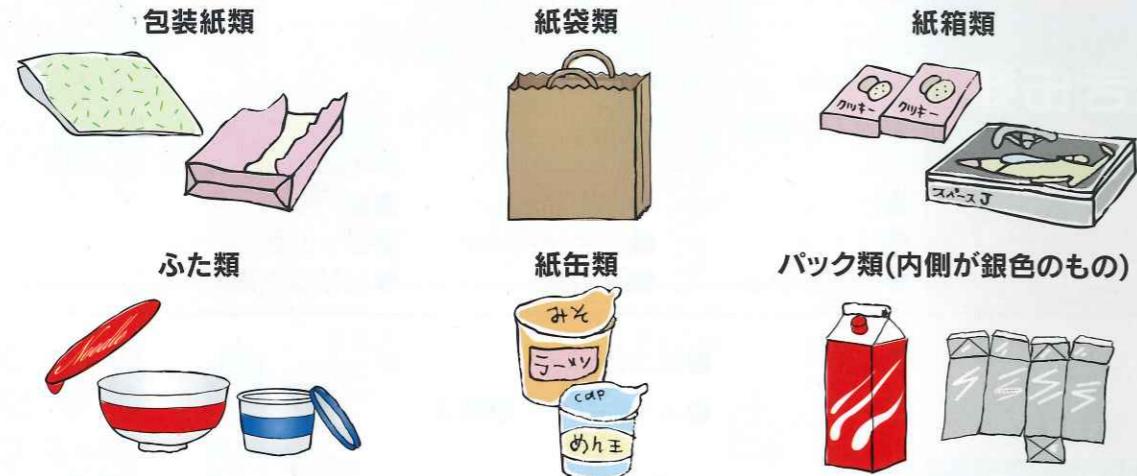


紙類の分別について

●資源ごみとして出せる紙ごみ

リサイクルに支障が出るため、中身を残さず、水洗いした後、水切りしてから出して下さい。
汚れが落ちない場合は燃やすごみとなります。

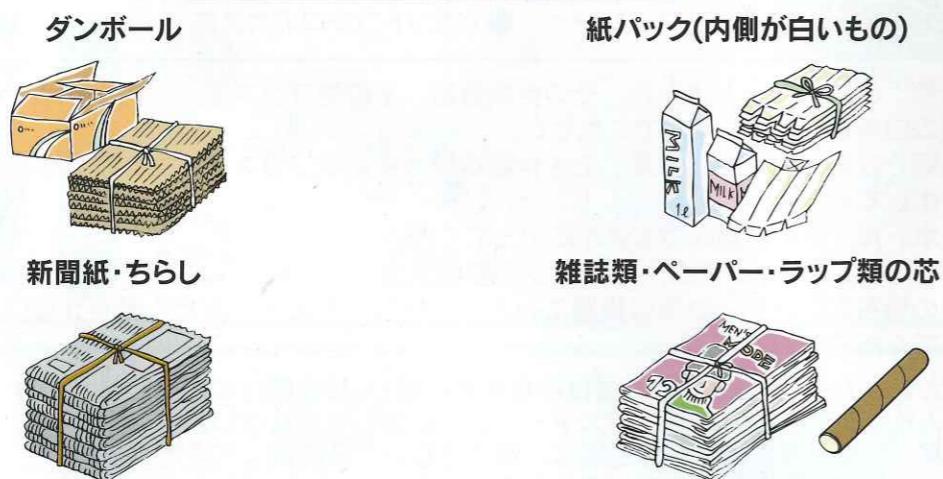
○他の紙容器の指定袋(ピンク色)に入れて出すもの



※出す時の注意

- ・ダンボールや紙パックなどは入れないでください。
- ・食品や油などが付着したものは「燃やすごみ」に分別してください。

ひもでしばって出すもの



※出す時の注意

- ・必ず折りたたんでからひもで縛って出して下さい。
- ・ダンボール箱にダンボールを入れて出さないで下さい。必ず全てを解体して下さい。
- ・新聞紙袋に入れた場合もひもでしばってから出して下さい。
- ・ピンク色の指定袋には入れないで出して下さい。
- ・トイレットペーパーやラップなどの芯類は雑誌類として出して下さい。

紙類の分別について

●その他の紙容器ってなに？

他の紙容器とは、食料品や日用品に使われている、紙製の容器や包装です。商品そのものは、容器包装には該当しません。

判断基準

- ①商品を入れてある容器や袋であるか、商品を包んでいる包装であること。
- ②中身を出したり使ったりすると、不要になってしまうもの。
- ③識別マーク（紙マーク）が付いていること。

具体的には、紙製の袋や、包み紙、カップ・箱類です。



●どうして他の紙容器を分別するの？

容器包装リサイクル法という法律があり、紙製容器包装の製造メーカー等が、リサイクル費用を負担して、リサイクルする責任を負っているからです。

このため、リサイクルの対象となるものを分別する必要があります。対象外のものが入っているとリサイクルに支障が出てしまいます。

●資源ごみとして出せない紙ごみ

燃やすごみの指定袋に入れて出して下さい。



- ・紙くず
- ・封筒類
- ・写真
- ・はがき
- ・ビニールコート紙
- ・細断された紙
- ・感熱紙（ファックス用紙、レシート等）
- ・カーボン紙（宅配便の複写伝票など）
- ・防水加工紙（紙コップ、紙皿、油紙、口ウ紙など）
- ・汚れが付着したものなど